

水道事業の民営化・広域化を進める水道法改正に反対する意見書（案）

政府は、民営化の手法である「コンセッション方式」を水道事業に導入しやすくし、国や都道府県が主導して「広域化」を進める為の水道法改正を今年3月に閣議決定し、来年1月からの通常国会での成立をめざしている。

コンセッション方式とは、水道施設を自治体が所有したまま、経営権を民間企業に譲渡する方式である。しかし、そもそも憲法25条に定められた「国民の生存権」を具現化したと言われる水道法に基づき、「公衆衛生の向上」と「生活環境の改善」を目的とした水道事業が、利益優先の民間企業に担えるのか甚だ疑問である。

法律改正の理由として、水道事業体の約半数が料金で給水原価を賄えておらず赤字経営であることや、管路や施設の老朽化が進んでいることなど諸課題解決に向けて、水道の基盤強化を図ることが挙げられている。しかし、水道事業体の経営が苦しい原因は、料金収入の落ち込みだけではなく、八ッ場ダム建設事業のように、不要不急のダム建設費の負担金が経営を圧迫していることも看過できない。

また、今回の法改正の背景には、世界的な水ビジネスの流れがあり、2020年には世界で100兆円規模に拡大すると言われている。日本の民間資本はその市場に参入するため、世界最高水準と言われる日本の自治体の水供給の管理や運転技術のノウハウを求めて、水道事業の市場開放を迫っている。

このような経済優先の姿勢では、国民の暮らしを支えるインフラとしての水道事業の破たんは避けられない。

よって、水道事業の民営化・広域化を押し進める水道法改正に反対し、政府に対して、補助金等財政支援によって水道料金の地域格差を是正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて